

3. 議 事

(1) 協議事項

串木野樋脇清掃組合調整方針の変更について

協定項目：一部事務組合等の取扱い(その2)について

【変更前】

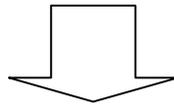
平成15年12月24日 第12回川薩地区法定合併協議会 確認済

・・・略・・・

2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。

新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

・・・略・・・



【変更後】

・・・略・・・

2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため同日に解散することになる。

新市における旧樋脇町の区域は合併の日から新市の直轄事業とする。

解散に伴う財産処分、職員の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 財産の取扱い

串木野樋脇清掃組合の解散に伴う財産については、全て串木野市に帰属させる。

ただし、財政調整基金については、組合負担金の負担割合により、構成市町へ帰属させる。

(2) 職員の取扱いについて

出向職員については、構成市町へ帰属させる。

・・・略・・・

串木野樋脇清掃組合解散に係る合意事項

- ・平成16年6月11日 両市町担当部課長・組合事務局協議
- ・平成16年7月 2日 両市町助役・担当部課長協議
- ・平成16年7月12日 両市町助役・担当部課長協議
- ・平成16年7月21日 両市町長協議
- ・平成16年7月27日 両市町担当部課長協議
- ・平成16年8月 6日 両市町担当部課長協議
- ・平成16年8月17日 両市町長協議、両市町助役・担当部課長協議
- ・平成16年8月18日 両市町助役・担当部課長協議
- ・平成16年8月19日 両市町助役・担当部課長協議
- ・平成16年8月20日 協定書調印

1. 組合の組織について

組合は、平成16年10月11日をもって解散する。

2. 財産の処分について

組合負担金の負担割合により算定される樋脇町分の財産については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 土地・建物・償却資産については、組合解散時に串木野市に帰属させる。
- (2) 財政調整基金と起債未償還金額(起債償還額から交付税予定額を差し引いた額)を相殺し、平成17年3月までにその算出額を薩摩川内市において串木野市へ一括返還する。

2. 職員の取扱いについて

組合解散時に、それぞれの市町へ復帰する。

3. 公園整備計画について

平成17年度の予定事業費のうち、組合負担金の負担割合により算定される樋脇町分を、組合解散時まで樋脇町が負担することとし、この事業費内で事業実施するものとする。なお、事業完了後、串木野市は薩摩川内市に対し清算報告を行うものとする。

4. 最終処分場整備計画について

すべて串木野市で行うものとし、樋脇町及び薩摩川内市は関与しない。

5. 平成16年度負担金について

組合解散時に決算を行い、組合負担金の負担割合により清算するものとする。なお、組合解散に伴う清算事務については、双方誠意をもって対応するものとする。

祁答院地区消防組合脱退に係る合意事項

【協議経過】

- ・平成16年4月30日 第1回幹事会
- ・平成16年5月13日 第1回助役・幹事合同会
- ・平成16年6月 8日 第2回助役・幹事合同会
- ・平成16年6月29日 第3回助役・幹事合同会
- ・平成16年7月 7日 第4回助役・幹事合同会
- ・平成16年7月 9日 川薩地区・薩摩東部地区幹事長・組合幹事長協議
- ・平成16年8月10日 薩摩東部地区幹事長回答

1．財産処分の方法について

祁答院町の祁答院地区消防組合からの脱退のための財産及び起債償還残の取扱いについては、祁答院町が有する財産持分価格及び同町が負担すべき起債償還残額を同額とみなし、相殺することとする。

2．職員の取扱いについて

職員の身分については、本人の意思を尊重し、同組合及び薩摩川内市に帰属させる。

3．平成16年度組合負担金の取扱い

平成16年10月11日までの日割計算で算出した額を、合併までに祁答院町が負担する。

薩摩郡東部衛生処理組合脱退・委託に係る合意事項

【協議経過】

- ・平成16年4月30日 第1回幹事会
- ・平成16年5月14日 第1回助役・幹事合同会
- ・平成16年6月 8日 第2回助役・幹事合同会
- ・平成16年6月29日 第3回助役・幹事合同会
- ・平成16年7月 7日 第4回助役・幹事合同会
- ・平成16年7月 9日 川薩地区・薩摩東部地区幹事長・組合幹事長協議
- ・平成16年7月14日 鹿児島県総務部長、川薩地区・薩摩東部地区会長・幹事長協議
- ・平成16年7月16日 川薩地区・薩摩東部地区幹事長協議
- ・平成16年7月27日 川薩地区・薩摩東部地区幹事長協議
- ・平成16年8月10日 薩摩東部地区幹事長回答

1．財産処分の方法について

入来町及び祁答院町の薩摩郡東部衛生処理組合からの脱退のための財産及び起債償還残の取り扱いについては、入来町及び祁答院町が有する財産持分価格及び両町が負担すべき起債償還残額を同額とみなし、相殺することとする。

2．委託契約の方法について

入来町及び祁答院町における合併後のごみ及びし尿処理に係る委託契約の方法については、当面は私法上の契約とするが、薩摩川内市（以下「新市」という。）及びさつま町（以下「新町」という。）誕生後における契約の方法については、新市及び新町の現有施設の有効活用の観点から、新市及び新町において、再度、協議する。

3．委託業務について

入来町及び祁答院町の区域において、委託する業務は、し尿処理業務及びごみ処理業務とし、火葬業務は、委託しない。

4．上記2における委託契約に係る委託料の算定について

(1) 委託料算定方法

均等割と実績割（過去3年間の平均）とする。

均等割20％・実績割80％とする。

なお、算定基礎については、次のとおりとする。

平成16年度の10月12日から平成17年3月31日までの委託料については、平成16年度入来町・祁答院町の組合負担金を新市施行（平成16年10月11日）までに全額納入し、委託料に替えることとし、平成16年度の委託料は発生しないものとする。

平成17年度当初委託料は、平成15年度の組合決算額より算定し、平成16年度組合決算額による精算を行い、変更契約する。以降、毎年度、決算年度を繰り上げて算出する。

[参考]

(2) 委託料の算定対象

歳出：議会費・監査費・公債費・ごみ収集委託料・火葬場経費を除く。

歳入：負担金算入前。火葬場手数料を除く。繰越金含む。

上記歳出額から歳入額を差し引いた額とする。

(3) 施設維持補修基金の取扱い

施設維持補修基金の取扱いについては、新市及び新町で協議し、費消するものとする。

5 . 職員の取扱いについて

職員の身分については、本人の意向を尊重し、協議の結果、平成16年10月12日から、引き続き組合に帰属する。